

## 商品概要説明書

目的ローン（オリコ保証）

（平成 30 年 9 月 1 日現在）

|           |   |
|-----------|---|
| 商品名       | 目的ローン（オリコ）  |
| ご利用いただける方 | <ul style="list-style-type: none"><li>○当 J A を利用の方。</li><li>○お借入時の年齢が満 20 歳以上完済時満 76 歳未満の安定した収入のある方。</li><li>○原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。</li><li>○居住実態が確認できる方（申し出のあった住所が確認できること。）。</li><li>○当 J A が指定する保証会社の保証が受けられる方。</li><li>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</li></ul>   |
| 資金使途      | <ul style="list-style-type: none"><li>○ご本人または同居のご家族が必要とされる次のご資金が対象です。<ul style="list-style-type: none"><li>①資金使途が明確な商品購入代金。</li><li>②他金融機関等から借入中の目的資金の借換資金。</li></ul></li></ul>   |
| 借入金額      | ○10 万円以上 500 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。  |
| 借入期間      | <ul style="list-style-type: none"><li>○6 か月以上 10 年以内とします。</li><li>○ただし、他金融機関から借入中の目的資金の借換の場合、借入期間は現在お借入中の目的資金の当初借入日から 10 年以内とします。</li></ul>   |
| 借入利率      | <p><b>【変動金利型】</b></p> <p>お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年 4 回見直しを行い、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日から適用利率を変更いたします。</p> <p>お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> |
| 返済方法      | ○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。  |
| 担保        | ○不要です。  |
| 保証人       | ○当 J A が指定する保証会社（㈱オリエントコーポレーション）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。  |
| 保証料       | <ul style="list-style-type: none"><li>○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。<ul style="list-style-type: none"><li>ファーストレート・・・年 0，95%</li><li>セカンドレート・・・年 1，30%</li><li>サードレート・・・年 1，60%</li></ul></li></ul>  |

|                           |   |
|---------------------------|---|
| <p>手数料</p>                | <p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合… 0円</p> <p>②一部繰上返済の場合… 0円</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 0円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>  |
| <p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p> | <p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または信用共済部（電話：0233-52-2011）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、山形県農業協同組合中央会が設置・運営する山形県JAバンク相談所（電話：023-634-8234）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合信用部または山形県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>山形県弁護士会、仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記山形県JAバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記山形県JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p> |
| <p>その他</p>                | <p>○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証会社において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>   |

